

## 乳児等通園支援事業の認可及び特定乳児等通園支援事業者 の確認に係る意見の聴取について

### 乳児等通園支援事業の目的

こどもの成長の観点から、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する。

月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件等を問わず保育所等に通園できる制度

### 利用対象児童

6か月から満3歳未満の保育所等に通っていないこども

**認可** 事業の実施主体である町から、認可基準※に基づいて適切に事業を実施できると認められる者として認可された事業者が実施する。児童福祉法に基づくもの

※国の基準に即して町が条例で定めるもので、面積基準や保育士配置基準等について規定

**確認** 事業者が給付を受けるために、運営基準※を遵守していることについて、町から「確認」を受ける必要がある。子ども・子育て支援法に基づくもの

※国の基準に即して町が条例で定めるもので、安全に保育を行うために、勤務体制の確保、虐待等の禁止、秘密保持等必要な事項を規定

### 認可及び確認をするための意見聴取

**認可**：児童福祉法第34条の15第4項により、子ども・子育て会議の委員の意見を聴取

**確認**：子ども・子育て支援法第54条の2第3項により、子ども・子育て会議の委員の意見を聴取

## 参考

### 児童福祉法抜粋

#### 第 34 条の 15 第 4 項

市町村長は、第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

### 子ども・子育て支援法抜粋

(特定乳児等通園支援事業者の確認)

#### 第 54 条の 2 第 3 項

市町村長は、前項の利用定員を定めようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

## 4月から乳児等通園支援事業実施予定の施設

	寒川湘南保育園	湘南こども園		
住所	寒川町大曲1-10-7	寒川町大曲1-1-6		
施設の類型	保育所	幼保連携型認定こども園		
設置主体	株式会社 湘南保育	学校法人 正栄学園		
保育施設の利用定員	90人	50人		
乳児等通園支援事業の実施方法	余裕活用型			
受入こどもの年齢と受入枠(乳児等通園支援事業の利用定員)	0歳児	1	0歳児	0
	1歳児	1	1歳児	0
	2歳児	1	2歳児	2
	合計	3	合計	2
利用可能日	月曜日～金曜日			
利用可能時間	午前9時～午前11時の2時間	午前9時～午後4時		
利用パターン	都度予約し利用			
食事の提供	なし			
親子通園	未実施			
特別な支援が必要な場合の対応	原則受入不可			
こどもへの関わりや遊びの内容	在園児との合同保育 こどもの発達の過程に応じ、こどもの主体性を大切に実施			